

令和2年度第1回池田市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 会議の名称 池田市国民健康保険運営協議会
2. 開催日時 令和2年8月31日(月)
午後2時00分～3時30分
3. 開催場所 池田・府市合同庁舎 3階 議会会議室
池田市城南1丁目1番1号
4. 出席者
 - (1) 運営委員会委員(敬称略)
 - ア 公益代表 4名
廣瀬育子、前田正幸、松本純子、下村隆
 - イ 被保険者代表 4名
西田明紀、東楨勝至、橋本敏美、木村和資
 - ウ 医師薬剤師代表 3名
松原謙二、見野比左夫、山口正之
 - エ 保険者代表 1名
川隅正尋
 - (2) 市側
 - 市長 富田裕樹
 - 事務局 福祉部長 高木勝治
福祉部次長 綿谷憲司
福祉国保・年金課長 中尾さやか
国保・年金課副主幹 上田真理子
国保・年金課副主幹 野村幸平
5. 欠席者 北村憲也委員(医師薬剤師代表)

6. 会議次第

- 開会宣言
- 傍聴報告
- 出席、欠席委員数の報告
- 委員紹介
- 市側出席者紹介
- 市長あいさつ
- 会長あいさつ
- 議題（１） 令和元年度池田市国民健康保険特別会計決算報告について
- その他
- 閉会

7. 公開・非公開の別 公開

8. 傍聴者数 0名

9. 問合せ先 池田市福祉部国保・年金課
(072) 752-1111 内線314
(072) 754-6253 (ダイヤルイン)
mail:kokuho@city.ikeda.osaka.jp

10. 議事要旨

- 議題（１）令和元年度国民健康保険特別会計決算報告について
事務局より説明。

<国民健康保険特別会計一覧表>

- ・国保被保険者数は、減少傾向にあり、令和元年度は 20,665 人（△866 人）。
一般で 20,659 人（△817 人）、退職で 6 人（△49 人）。
40 歳から 65 歳未満の介護保険 2 号被保険者は、6,656 人（△250 人）。
世帯数は、元年度は 13,549 世帯（△369 世帯）。
- ・減少の要因は、加入者の高齢化により後期高齢者医療制度へ移行される方が新たに加入される方より多い。また、社会保険適用の拡大、高齢者雇用促進によるもの。
- ・元年度の歳入歳出決算は、歳入が 10,524,898 千円・歳出が 10,318,746 千円。
単年度収支は、121,072 千円の黒字。実質収支は、206,152 千円の黒字。

(30年度の繰り越し 85,080 千円含む)

- ・ 予算に対して、歳出における諸支出金、保険給付費、保健事業費が減少。歳入における国民健康保険料の増加、府支出金の減少、繰入金の減少。歳入・歳出とも当初予算より減少したが、歳出の減少が大きかったことが黒字の要因。

<令和元年度国民健康保険特別会計決算構成比グラフ>

- ・ 歳出では保険給付費が 67.6%、国民健康保険事業費納付金が 30.0%。歳入では国民健康保険料が 22.2%、府支出金が 67.5%、繰入金が 9.3%。

<年度別収支の推移>

- ・ 平成 17 年度から累積赤字が続いていたが、29 年度に実質収支が黒字に転じ、以後黒字を維持。

<被保険者数・世帯数・医療費の状況(年度別)>

- ・ 被保険者数、世帯数とも減少傾向。
- ・ 診療費総額が 30 年度とほぼ同額。被保険者数の減少により、1 人当りの診療費が増加。29 年度に少し下がったが、全体としてゆるやかな増加傾向。高齢化と医療の高度化に伴う自然増が要因。

<保険料の状況(年度別)>

【医療給付費分】

- ・ 一般の一人当たり、一世帯当たりの調定額が 30 年度よりも上昇。
- ・ 府から提示を受けて、市の方で所得割率を上げて、平等割を下げて調整したが、所得割・均等割・平等割ともすべて上がった。
- ・ 賦課限度額は、国の改定から 1 年後に大阪府が改定。本市もそれに基づいて 54 万円から 58 万円に改定。

【後期高齢者支援金分】

- ・ 一般の一人当たり、一世帯当たりの調定額が 30 年度よりも若干上昇。
- ・ 所得割と平等割が下がり、均等割が上がった。

【介護納付金分】

- ・ 一人当たり、一世帯当たりの調定額が 30 年度よりも上昇。
- ・ 平等割がなく、所得割・均等割とも上がった。

会 長 議題 1 の令和元年度池田市国民健康保険特別会計決算報告についてご質問、ご意見はございませんか。

委 員 平成 29 年度から実質収支がプラスで、今回 2 億の黒字ですが、多いか少ないか等のとらえ方はどのようなものでしょうか？

事 務 局 やっと黒字が定着しつつある状態ですが、予算規模からすると、安泰とは言えない状況です。今後も黒字に努めていきます。

委 員 決算としては、収支が 0 になるのではないのでしょうか？

- 事務局 当初予算においては、前年度までの実績をもとに、収支が均衡するように算定していますが、急に医療費が増加した場合、対応するために予備費は持つておく必要があります。実質赤字はよくないものと認識しています。
- 会長 他にございませんか。ないようでしたらこの議案についてはご承認いただけますでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 会長 それでは、議題 2 は終了させていただきます。

- その他について
事務局より説明。

①新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について

概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々に対して国民健康保険の保険料の免除等を行うとされたため、国の通知基準に基づき、本市国民健康保険料の減免を行う。

減免要件

- ・新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
 - (ア) 事業収入・不動産収入・給与収入等のいずれかの収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (イ) 減少が見込まれる収入の前年所得が0円でないこと
 - (ウ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (エ) 減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

対象保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。

算定方法

減免額＝減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）×減免割合（ D ）

【減免対象保険料額＝ $A \times B / C$ 】

- A 世帯全員の保険料額
- B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得額

【減免割合＝ D 】

- ・主たる生計維持者の事業等の廃止・失業 10分の10
- ・世帯の合計所得金額 300万円以下 10分の10
- 400万円以下 10分の8
- 550万円以下 10分の6
- 750万円以下 10分の4
- 1,000万円以下 10分の2

財政支援

- ・令和元年度分にあつて令和2年2月1日以後の納期限分
→10分10…府特別交付金
- ・令和2年度分にあつて令和2年4月1日～令和3年3月31日までに納期限があるもの
→10分の6…国庫補助金
10分の4…府特別交付金

②スマホ de ドック事業の実施について

概要

セルフ健康チェックサービスとして、国民健康保険の30歳代の被保険者に対し、スマートフォンを利用し自宅で血液検査ができる健診体制を構築する。

申込から検査結果の確認までスマートフォンで行うことができ、自宅に届

く検査キットにて指先からわずかな血液を採取し、返送することで手軽に受診が可能となる。

事業実施目的

健診機会の少ない年代に対し、手軽に健診を受診できる体制を構築し、早期に疾病を発見することにより重症化を予防するとともに、被保険者の健康意識の向上を通じて、医療費適正化を図ることを目的とする。

対象者

以下の条件をすべて満たす者。(先着 700 名)

1. 令和 3 年 3 月 31 日時点で、満 30 歳～満 39 歳の方
(昭和 56 年 4 月 1 日～平成 3 年 3 月 31 日生まれの方)
2. 池田市国民健康保険に加入されている方

検査費用

・無 料

検査内容

生化学 14 項目

中性脂肪/総コレステロール/HDL・コレステロール/
LDL・コレステロール/尿素窒素/クレアチニン/尿酸/
AST(GOT) /ALT(GPT) / γ -GTP/血糖値/HbA1c/
総タンパク/アルブミン

実施時期

令和 2 年 9 月 1 日 実施予定

(申込期間：令和 2 年 9 月 1 日～令和 2 年 12 月 25 日)

委託業者

K D D I 株式会社 パートナービジネス開発部

会 長 その他につきまして何かご質問や意見はございますか。
委 員 スマホ de ドックの予算はいくらですか？

事務局 委託料 424 万円程度です。

会長 対象者が 1500 名で、700 名を予定しているとのことですが、個別に連絡をするのですか？

事務局 9 月 1 日に、1500 名に郵便で送付します。

委員長 対象者が 1500 名で、先着が 700 名。何故 1500 名にしなかったのですか？全員にすると、約 1000 万円になりそうですが、金銭的にそれが無理であったからですか？

事務局 今年度初めて行う事業ですので、予測は難しいのですが、30 歳代は健康意識の低い方が多いと思われまますので、全体の半分程度の申し込みにとどまるのではないかと予測し、700 名としました。今後は状況をみながら拡充していこうと思います。

委員長 対象者が利用した後に、健康チェックが送られ、その後、市はそれらの方に対してどのようなことをするのですか？

事務局 一定の数値を越えた方を抽出して保健指導の案内をします。現在 30 代の方が、40 歳になった後に特定健診をどれくらい受診するのか様子を見て、今後、効果的な保健指導の方法などを検討していきます。

委員長 データの把握はどのようにするのですか？

事務局 データは委託業者から頂きます。業者は被保険者番号でしか把握していません。市の方で、被保険者番号により氏名と医療情報を突合する仕組みになっています。

委員長 この事業は池田市が初めて行うのですか？他市の状況はどうですか？

事務局 全国のいくつかの自治体でも行っています。府内では、31 年度に 7 自治体が導入しました。

委員長 スマホ de ドック事業の PR はしていますか？

事務局 広報誌に掲載し、新規加入の方にはリーフレットを渡しています。

委員長 個人が希望すれば、参加は可能ですか。

事務局 国保加入者の 30 代の方であれば、可能です。

委員長 コロナウイルスで入院した場合の自己負担はどうなりますか？

事務局 指定感染症によるものなので、就労制限・入院の勧告があり、すべて国による公費負担です。

会長 感染者は少なくなってきましたが、池田市のコロナ感染者が、92 人のようです。

委員長 コロナ対策については、国の方でも頑張っています。今後終息に向かうと認識しています。

市長 市としても、コロナ対策を行っています。皆さんのコロナに対する認識が変わってきているようです。高齢者は重篤化しやすいと言われておりますが、全体的に致死率は低いものにとらえています。国はワクチン接種の体制をめざしていて、自治体に対して体制を整えるように指示しておりますが、まだ見通しが立たない状況です。ワクチン接種ができるには、来年の早くて、春か夏頃だろうと認識しています。それまでは啓発活動を続けていく方針です。PCR検査を拡充するべきとの意見もありますが、陽性患者の受け入れとセットで行う必要があります。大阪市が効率よく行っているようです。ワクチン接種が可能になるまで、感染抑止のための啓発活動を行い、社会活動はある程度制限せざるを得ないと思います。1年後まではこの状況が続くと認識しています。

会長 ほかにご意見等ございませんか。では、以上で本日予定しておりました議題の審議などはすべて終了いたしました。これをもちまして閉会させていただきます。ありがとうございました。
(閉会)